

改正後

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ~ ・ ・	氏名又は名称	
項 目			金 額	
	課 税 売 上 額 (税抜き)	①		
	免 税 売 上 額	②		
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④		申告書の⑤欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
	非 課 税 売 上 額	⑥		
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤+⑥)	⑦		申告書の⑥欄へ
	課 税 売 上 割 合 (④/⑦)			[%] 端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧		注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105)	⑨		注3参照
	課税貨物に係る消費税額	⑩		
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫		
	課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬		
課税95% 売上未 割満 合の 場合	個別対応方式	⑭のうち、課税売上にのみ要するもの	⑭	
	個別対応方式	⑭のうち、課税売上と非課税売上に 共通して要するもの	⑮	
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑭+(⑮×④/⑦)〕	⑯	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰		
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲		
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲〕がプラスのとき	⑳		申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲〕がマイナスのとき	㉑		申告書の③欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉒		申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{9} = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価)} \times \frac{4}{105} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 ⑭欄と⑮欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

改 正 前

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

	課税期間	. . . ~ . . .	氏名又は名称	
項 目			金 額	
	課 税 売 上 額 (税抜き)	①		
	免 税 売 上 額	②		
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④		申告書の⑤欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤		
	非 課 税 売 上 額	⑥		
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤+⑥)	⑦		申告書の⑥欄へ
	課 税 売 上 割 合 (④/⑦)		[%] 端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧		
	課税仕入れに係る消費税額	⑨		
	課税貨物に係る消費税額	⑩		
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑩±⑪)	⑫		
	課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額)	⑬		
課税95% 売上未 割満 合の 場合	⑫のうち、課税売上にのみ要するもの	⑭		
	⑫のうち、課税売上と非課税売上に 共通して要するもの	⑮		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑭+ (⑮×④/⑦)〕	⑯		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰		
控 除の 税調 整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲		
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑬、⑯又は⑰の金額) ± ⑱ ± ⑲ 〕 がプラスのとき	⑳		申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑬、⑯又は⑰の金額) ± ⑱ ± ⑲ 〕 がマイナスのとき	㉑		申告書の③欄へ
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉒		申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑤欄と⑥欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。